相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区根津二丁目三八番地、最後の住所千葉市花見川区み春野二丁目一二番一七号　被相続人　亡　望月　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル七階　藤岡・合間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　合間　利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区山王二丁目二一四九番地、最後の住所東京都八王子市鑓水四二八番地精華　被相続人　亡　大森　ひろ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区氷川町二〇番地、最後の住所東京都板橋区氷川町二〇番六号リノパレス・ＹＨ二〇一　被相続人　亡　平田　詔男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所東京都千代田区丸の内三—四—二新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加野　理代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷六丁目一〇九番地、最後の住所東京都文京区本郷六丁目二〇番一三号　被相続人　亡　大井　昭久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所東京都千代田区六番町三番地一協和ビル六階Ｎ＆Ｓ法律知財事務所

相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋
（登録姓　渋谷）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区大和町一丁目一三五番地、最後の住所東京都中野区大和町一丁目五三番五号　被相続人　亡　南　孝和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都稲城市矢野口二六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤田　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所

相続財産管理人弁護士　大野　壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋一丁目九一二番地、最後の住所東京都荒川区町屋一丁目八番一六号　被相続人　亡　豊嶋　大治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区丸山通一丁目三七番地、最後の住所東京都国分寺市西恋ケ窪一丁目一三番地一八　被相続人　亡　中島　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西麻布二丁目七三番地、最後の住所東京都狛江市東野川三丁目二二番一四号　被相続人　亡　石田　泰次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

東京都渋谷区神南一—二二—八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区鴨江三丁目四〇六番地二〇、最後の住所東京都世田谷区深沢三丁目三番二号第二エーダンリカー荘二〇三　被相続人　亡　水野　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所東京都江東区東陽二—四—二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区長崎三丁目一番、最後の住所東京都葛飾区青戸四丁目二八番五—八〇二号　被相続人　亡　岩切　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ルーデンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区南加瀬五丁目二九〇二番地、最後の住所川崎市川崎区中島三丁目一六番三号　大久保方　被相続人　亡　武田　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

川崎市川崎区宮本町六番地一高木ビル二〇二号室　髙木亮二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　亮二

第 28 期 決 算 公 告

平成29年3月10日　滋賀県近江八幡市長光寺町705番地

株式会社ランコムトーヨー

代表取締役　齊藤　信浩

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	167,317	流動負債	18,329
固定資産	6,550	固定負債	0
		負債合計	**18,329**
		株主資本	155,539
		資本金	10,000
		利益剰余金	145,539
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	143,039
		（うち当期純損失）	(113,180)
		純資産合計	**155,539**
資産合計	**173,868**	**負債・純資産合計**	**173,868**